

2021年8月吉日

法務大臣 上川陽子 殿

ロースクールと法曹の未来を創る会  
代表理事 久保利 英明

## 司法試験の合格者決定についての要請

### 第1 要請の趣旨

2021年度の司法試験合格者の決定にあたっては、少なくとも、1500人以上を合格させるよう強く要請します。

### 第2 要請の理由

#### 1 合格者1500人は政府の義務

##### (1) ますます減少する司法試験受験者・短答式合格者

2021年度の司法試験受験者は3424人で、またしても4000人を大きく下回りました。そして、6月3日に発表された短答式試験の結果によると、短答式試験の合格者は、2672人に過ぎません。昨年度に引き続き、受験者は約300人、短答式合格者も100人以上減少しており、2015年度以降、減少の一途を辿っています。昨年度の最終合格者は、1450人で、短答式合格者の約52%でした。短答式合格者に占める最終合格者の比率が変わらないとすれば、今年度の司法試験の合格者は、政府が「公約」として掲げてきた1500人を大きく下回り、1400人以下になってしまいます。

##### (2) 新人弁護士の採用難

合格者の数が、1400人を下回るということになれば、司法修習を終了して新規に登録する弁護士の数(以下、「新規登録弁護士数」といいます。)は、2021年司法試験合格者については1200人程度になります。これまで新規登録弁護士数が一番多かったのは、2007年の約2100人ですから、2021年度司法試験合格者が司法修習を終えたときの新規登録弁護士数は、実に、2007年の半分程度ということになります。新規に弁護士となる者

の数が半分になれば、新規弁護士の採用が困難になるのは当然のことです。ここ数年間、大都市の法律事務所に限らず、大都市以外の法律事務所も、新人弁護士の採用難に悲鳴をあげています。さらに、企業内弁護士を採用したくても、応募すらないという企業が多数あります。これで、新規登録弁護士数がさらに減るということになれば、弁護士を採用しようとする法律事務所や企業（その他団体）がさらなる困難に逢着することは必至です。

### （3）最低 1500 人の輩出は政府の義務

そもそも、現在の法曹養成制度の骨格を定めた政府の司法制度改革審議会の意見書（2001 年 6 月）では、毎年 3000 人程度の法曹を輩出することとしていました。それにもかかわらず、司法試験の合格者の数は、2012 年に 2102 人となった後、2015 年以降減り続けています。この間、政府は、法曹養成制度改革推進会議を設置し、法曹養成制度のあり方を再検討し、2015 年 6 月には、「新たに養成し、輩出される法曹の規模は、（中略）当面、これより規模が縮小するとしても、1,500 人程度は輩出されるよう、必要な取組を進め、更にはこれにとどまることなく、関係者各々が最善を尽くし、社会の法的需要に応えるために、今後もより多くの質の高い法曹が輩出され、活躍する状況になることを目指すべきである。」とする「取りまとめ」を公表しました。1500 人程度の新規法曹を輩出することは、社会と国民に対する政府の義務です。そのため、昨年度のように、合格者が 1500 人を割るようなことは絶対に許されません。

## 2 国と司法の将来を見据えた政策が必要

### （1）「司法戦争」と米中

アメリカが「弁護士大国」であることは周知のとおりですが、最近では弁護士数の増加も加速し、2020 年には 133 万人で、前年より 7 万人近く増えたと報じられています。他方、「米中対立」が喧伝される中国も、今年の 3 月の司法省の会見によると、弁護士数は 52 万人で、涉外案件に携わる弁護士だけでも 1 万 2000 人に達するとされています。日本は、GDP で中国に抜かれたとは言え、米中に続く世界第 3 位の経済大国であり、日本企業は、世界で米中を始めとする国際企業と競争しています。また、世界各国の規制当局の監督下にあります。世界はまさに「司法戦争」の最中

にあります。こうした中で、米中両国が「司法戦争」を闘う弁護士や法律事務所を強化している一方で、日本が、毎年 1200 人程度の弁護士しか輩出できないとすれば、戦わずして戦争に敗北することになります。

## (2) 2050 年の司法と弁護士を見据えた政策が必要

「毎年 3000 人の新規法曹を輩出する」とした司法制度改革審議会の提言は、一旦は、閣議決定までされました。これが放棄されて、ここ数年は、1500 人程度しか新規法曹を輩出できない状態が続いてきました。これは、地方の弁護士会やその影響を受けた政治家などの要請に基づく、法務省の近視眼的な政策によるものです。その結果、地方にも多数設立された法科大学院の半数が閉鎖に追い込まれ、法科大学院への入学者が 2000 人を切る一方で、「抜け道」の「予備試験」と司法試験予備校が隆盛を極めていきます。

今年司法試験に合格する人たちの多くは、2050 年には、「壮年弁護士」として、日本の司法を支えることになります。法務省と司法試験委員会に求められているのは、人口減少が加速する今世紀半ばに向けて、どのような国と社会を展望し、その中で、司法と弁護士が果たすべき役割を考えることです。米中両国が競って弁護士を増やすことによって世界に覇を唱えようとしているときに、日本が「不戦敗」を決め込むというのでは、法務省と司法試験委員会の責務に反することは明らかです。

## 3 結語

私たちは、この間、毎年法務省と司法試験委員会に対し、司法試験合格者を増やすよう要請してきましたが、法務省と司法試験委員会は、まったくこれに耳を傾けようとしてきませんでした。私たちは、このことを、「国民に対する背信行為」とであると断じて憚りません。

法務省と司法試験委員会は、これまでの司法試験に対する考え方を抜本的に改めるべきです。そして、その第一歩として、今年の合格者は、少なくとも 1500 人以上とすることを、強く要請する次第です。

以上

添付書類

資料 1 『現役弁護士が司法試験を解いてみた－AI 時代にこれでいいのか』  
(2018 年 4 月 20 日、株式会社現代人文社)

- 資料 2 宮川光治弁護士・元最高裁判所判事による資料 1 の書評  
(NBL No. 1124・93 頁、2018 年 6 月 15 日、株式会社商事法務)
- 資料 3 『これからの法曹養成制度を考える—法曹養成の危機にどう向き合  
うか?—』報告書  
(札幌弁護士会 法曹人口・法曹養成制度検討本部)
- 資料 4 岡田和樹『法科大学院の現状と課題』  
(法の科学第 51 号 89 頁、2020 年 9 月 20 日、日本評論社)
- 資料 5 後藤昭『法曹養成制度の岐路』  
(法律時報 91 卷 9 号 129 頁、2019 年 8 月 1 日、日本評論社)
- 資料 6 多田猛『法曹養成制度の岐路』  
(法律時報 92 卷 2 号 94 頁、2020 年 2 月 1 日、日本評論社)